

仙台市立桜丘小学校 P T A 会則 —2022年改訂版—

桜 丘

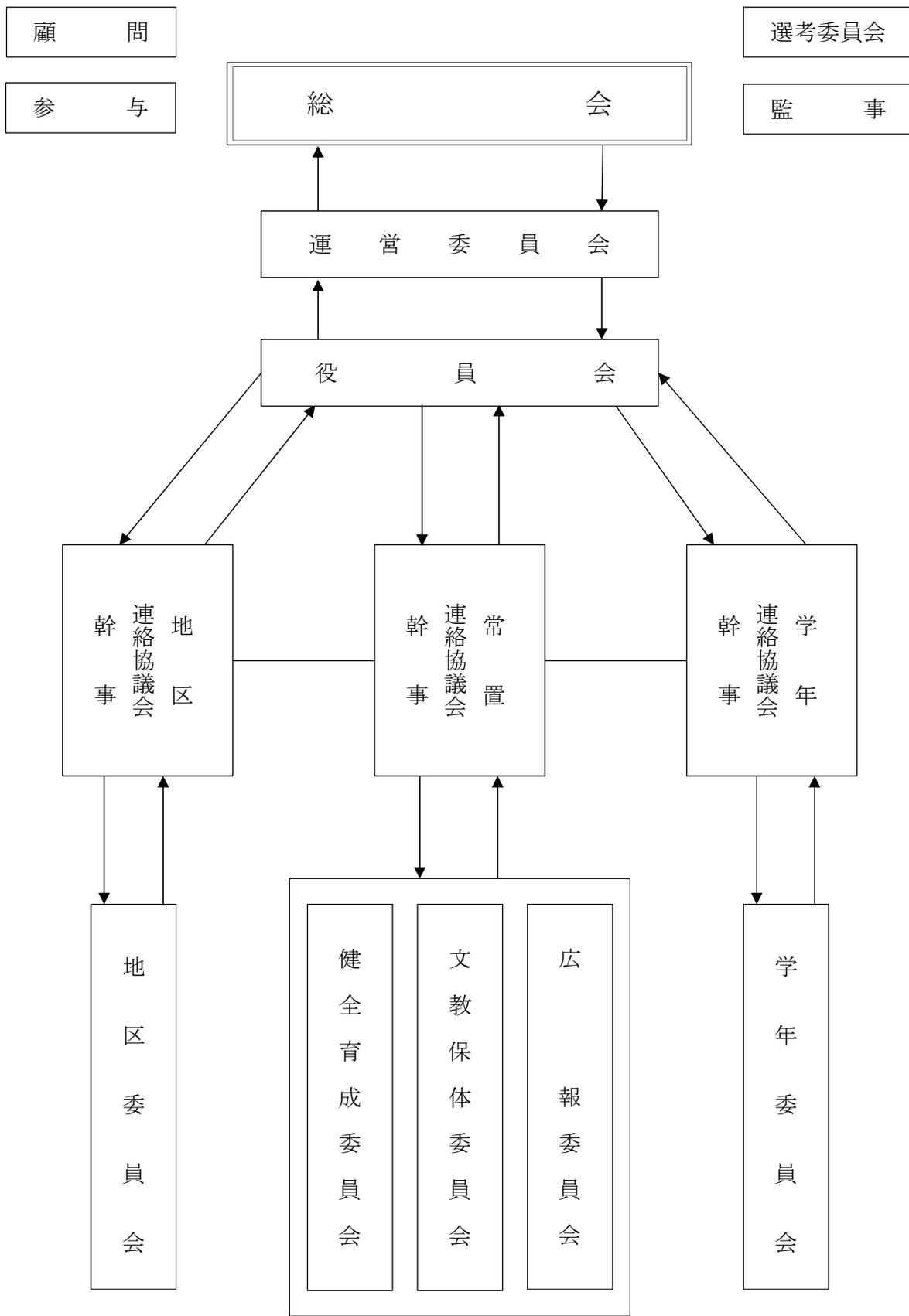
仙台市立桜丘小学校 P T A

住 所 〒981-0961 仙台市青葉区桜ヶ丘 8 丁目 1 番 1 号
電 話 (022) 278-4554 (桜丘小学校職員室)

仙台市立桜丘小学校 P T A 組織図

TEL (022) 278-4554 (桜丘小職員室)

FAX (022) 278-8869



仙台市立桜丘小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は、仙台市立桜丘小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

- (1) 仙台市立桜丘小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの。
- (2) 同校の職員。

第3条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有し、会費を納めるものとする。会費の額は総会で決定する。ただし、特別の事情のあるものについては、役員会に諮って会費の負担を減免することができる。

第4条 この会の活動に必要な事項について企画・立案するために常置委員会を置く。

第5条 この会の活動を充実推進するために、学年委員会及び地区委員会を置く。

第6条 この会の活動を円滑に行うために、次の連絡協議会を置く。

- (1) 常置連絡協議会
- (2) 学年連絡協議会
- (3) 地区連絡協議会

第7条 常置委員会、学年委員会、地区委員会及び連絡協議会の組織運営に関する事項は、細則で定める。

第2章 目的及び事業

第8条 この会は、会員が協力して学校と家庭と社会における児童の健全な成長を図るとともに、会員の教養を高め、学校教育及び社会教育に寄与することを目的とする。

第9条 前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 家庭と学校の連携によって児童の生活を指導する。
- (2) 児童の健康増進・スポーツ振興を図る。
- (3) 児童の生活環境をよくすることに努める。
- (4) 児童の保護ならびに学習の奨励援助をする。
- (5) 会員相互の親睦と教養研鑽に努める。
- (6) 教育の振興に関する研修。
- (7) その他、この会の目的達成のために必要な事項。

第3章 方針

第10条 この会は、教育を主目的として活動する民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のため活動するほかの団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に片寄った活動はしない。
- (3) 他のいかなる団体からも支配、干渉は受けない。
- (4) 学校の諸問題に関して学校、その他の諸団体などと話し合い、その任務に協力するために意見を述べ資料を提供するが、学校行政及び人事には干渉しない。
- (5) 仙台市PTA協議会、青葉区PTA連合会、日本PTA全国協議会に入会する。

第4章 役員及および監事

第11条 この会に次の役員を置く。(以下Pは保護者、Tは教職員とする。)

- | | | | |
|--------------------|--------------|----------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 (P) | (2) 副会長 | 3名 (P 2、T 1) |
| (3) 事務長 | 1名 (P) | (4) 事務次長 | 2名 (P 1、T 1) |
| (5) 会計 | 2名 (P 1、T 1) | (6) 書記 | 1名 (P) |
| (7) 幹事 (各連絡協議会委員長) | 3名 (P) | | |

第12条 この会に監事2名 (P) を置く。

第13条 役員ならびに監事の選出については別に定める細則にもとづき、選考委員会で選考の上、紙面により会員へ発表する。ただし、次の役員は選考委員会の選考を経ないものとする。

- (1) 学校側より選出される役員は、校長が教職員の中より推薦し、総会で報告する。
- (2) 幹事は各連絡協議会の委員長が兼ねるものとする。

第14条 役員及び監事の任期は4月1日から3月31日とし、年度ごとに改選する。再任は1回までとする。ただし、自薦かつ選考委員会が推薦する場合は、この限りではない。

- (1) 補欠によって就任した役員及び監事の任期は前任者の残存期間とする。

第15条 役員及び監事に欠員が生じたときは、選考委員会で後任者を補欠し、会員に報告するものとする。

第16条 役員及び監事は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を統括し、この会を代表するとともに次の職務を行う。
 - ア 総会及び運営委員会を召集する。
 - イ 常置委員会・学年委員会・地区委員会の委員長ならびに副委員長を委嘱する。
 - ウ 選考委員会・監査を除くすべての集会に出席して意見を述べる。
 - エ その他この会の運営に必要な事項について企画立案させる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する
- (3) 事務長は会長の命を受け、この会の事務を行うとともに次の職務を行う。
 - ア 総会の議決にもとづくこの会の事務の運営にあたる。
 - イ 運営委員会・常置委員会・学年委員会・地区委員会・連絡協議会の連絡調整にあたる。
 - ウ 総会及び運営委員会に提出する議案の立案にあたる。
 - エ この会の記録、通信、その他の重要書類を保管する。
 - オ その他、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- (4) 事務次長は事務長を補佐する。
- (5) 会計は、次の職務を行う。
 - ア 事務長とともに予算編成委員会に提出する予算原案を作成する。
 - イ 必要に応じ補正予算案を作成する。
 - ウ 総会が決定した予算にもとづいて一切の会計事務を処理する。
 - エ 総会において、あらかじめ監事の監査を経た上、会計報告をする。
 - オ この会の財産を管理する。
 - カ その他、この会の会計に関する事項を行う。
- (6) 書記は、事務長の指示に従い、この会の庶務事務を行うとともに総会及び運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- (7) 幹事は連絡協議会を代表し、この会の企画運営にあたる。
- (8) 監事は次の職務を行う。
 - ア この会の経理状況を監査し、総会で報告する。
 - イ 必要に応じて随時、会計監査を行う。

第17条 この会に顧問及び参与を置く。

- (1) 顧問（会長を退いたもの）・参与（校長）
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じる。参与はこの会の会務に参加する。

第5章 会 議

第18条 この会の会議は、総会、運営委員会、役員会とする。

第19条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高の議決機関である。

- (1) 総会の議長は、その都度会員より選出する。

第20条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第21条 定期総会は毎年4月に開くものとする。

第22条 定期総会は次の事項について協議する。

(1) 4月総会

ア 前年度行事の報告ならびに前年度決算の承認

イ 年間行事ならびに年間予算の承認

ウ 新役員、監事の承認

エ その他、この会の運営に関する重要事項

第23条 臨時総会は役員会が必要と認めたととき、及び会員の半数以上から会議に付すべき議案を示して総会開催の要求があったときに開催する。

第24条 総会は会員の3分の2以上（委任状含む）の出席により成立する。

(1) 総会の議事は出席会員の過半数で決める。

第25条 運営委員会は、役員、常置委員長、地区委員長、学年委員長及び参与をもって構成し必要に応じて会を開き、次の事項を協議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会で決定された事項の執行に関すること

(3) 細則・規程の制定及び改廃

(4) その他、この会の会務執行に関する事項

臨時総会を開くことが不可能な場合には、会務の執行について協議決定することができる。

(5) 会議の議長はその都度出席者の中から選出する。

第26条 役員会は必要に応じ開催し、この会の企画、ならびに緊急を要する事項の運営処理にあたる。

なお、役員会は役員のほか、参与も参加するものとする。

第27条 会議には、監事をはじめ（特に）会長から出席を求められたものは意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

第6章 会 計

第28条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第29条 この会の運営に要する経費は、会費及び他の収入をもってあてる。

第30条 この会の会費は、一家庭につき第3条の定めるところにより徴収する。

第31条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。ただし、予算の補正は、運営委員会の議決により行う。その場合には結果を会員に報告しなければならない。

第32条 決算は会計監査を経て、すべて総会に報告し、承認を得なければならない。

第33条 その他必要な事項は、細則で定める。

第7章 細 則

第34条 この会の運営について必要な事項は、この会則に反しない限り運営委員会に諮り細則で定める。

第8章 改 正

第35条 この会則は、総会において委任状を含めて出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

第9章 付 則

第36条 この会則は、昭和54年4月26日から施行する。

- 昭和55年4月24日一部改正
- 昭和57年4月24日一部改正
- 昭和58年4月25日一部改正
- 平成 3年4月20日一部改正
- 平成 8年4月20日一部改正
- 平成 9年4月19日一部改正
- 平成13年4月21日一部改正
- 平成20年4月24日一部改正
- 平成21年4月24日一部改正
- 令和 元年5月 1 日一部改正
- 令和 4年4月28日一部改正

仙台市立桜丘小学校PTA細則

第1章 選考委員会

- 第1条 この委員会の委員は、各地区P1名（ただし10世帯未満の地区は除く）、各学年委員1名及びT2名をもって構成し、会長が委嘱する。
- 第2条 この委員会に委員長・副委員長を置き、選出は互選とする。
- 第3条 委員の任期は1年とする。
- 第4条 この委員会設置後の会議は、委員長が招集する。
- 第5条 この委員会で役員候補を推薦するときは、同一地区、同一学年に集中しないように選考することを旨とする。
- 第6条 この委員会で次年度の役員を選考の上、紙面により会員へ発表する。なお、発表の前に各役員から承認を得る。

第2章 常置委員会

- 第7条 この会に次の常置委員会を置く。
- (1) 広報委員会
 - (2) 文化教養・保健体育委員会（文教保体委員会）
 - (3) 健全育成委員会
- 第8条 常置委員会の委員は、健全育成委員会については各地区のP1名（ただし10世帯未満の地区は除く）その他の委員会についてはP1～2名、T若干名をもって構成し、会長が委嘱する。
- 第9条 常置委員会は、委員長、副委員長を互選により決め、会長が委嘱する。
- 第10条 委員長は、この会を代表し、会に属する活動を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。
- 第11条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 常置委員会は、次のことを行う。
- (1) 広報委員会
会員に対する情報伝達および広報に関する事項
 - (2) 文化教養・保健体育委員会
会員・児童の文化教養及び会員・児童の保健体育に関する事項
 - (3) 健全育成委員会
児童の健全育成に関する事項

- 第13条 常置委員会は委員長が招集し、議長に委員長があたる。会長が必要と認めるときは、委員長に対しその会議の開催を求めることができる。
- 第14条 この細則に定められているもののほか、常置委員会の運営に必要な事項は、常置委員会において定めることができる。
- 第15条 各常置委員会の委員長は、運営委員会の委員となる。

第3章 学年委員会

- 第16条 各学年に学年会を設ける。学年会はその学年に所属する会員をもって構成する。
- 第17条 各学年ごとに学年委員会を設ける。学年委員会は、学級選出の委員（1～2名）によって構成し、学年委員の互選により学年委員長1名を定め、会長が委嘱する。学年委員会は、学年会活動の企画運営にあたる。
- 第18条 学年委員長は、その学年会の会務を学年主任と協議のうえ執行するとともに、その学年会を代表し、運営委員会の委員となる。

第4章 地区委員会

- 第19条 この会に次の地区会を置く。
①青空 ②青葉台 ③春日 ④公苑 ⑤行楽園 ⑥さつき ⑦中央
⑧七丁目 ⑨ハイツ ⑩東 ⑪光 ⑫みなみ ⑬友愛 ⑭四ツ葉
⑮六丁目
- 第20条 地区会は、その地区に属する全会員をもって構成する。
- 第21条 各地区会に地区委員会を設け、委員長・副委員長・委員若干名を置く。委員長・副委員長は地区会の推薦によるものとし、会長が委嘱する。地区委員会は、地区活動の企画運営に当たる。
- 第22条 委員長は、その地区を代表して会に属する活動を統括し、運営委員会の委員となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第23条 地区会は次のことを行う。
（1）各委員会と密接な連絡を保ちながら、この会の目的および事業の徹底に努める。
（2）地区会員相互の融和と親睦を図る。
（3）地区環境の浄化を図る。
（4）子ども会の育成にあたる。
（5）町内会との連携を図り、その事業に協力する。

第5章 連絡協議会

第24条 連絡協議会の構成は次のとおりとする。

- (1) この会に常置連絡協議会、学年連絡協議会、地区連絡協議会を置く。
- (2) 各連絡協議会は、各常置委員長、各学年委員長、各地区長をもって構成し委員長、副委員長は委員の互選によって決める。
- (3) 委員長は各連絡協議会の代表として役員会の幹事となる。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行し幹事代理として役員会に臨むことができる。

第25条 連絡協議会は、次のことを行う。

- (1) それぞれの委員会との連絡調整・情報交換
- (2) 役員会・運営委員会との連携

第6章 会 計

第26条 この会の経理の構成・権限は次のとおりである。

- (1) この会の収入・支出はすべて予算に組み入れなければならない。
- (2) 会計はこの会の会費またはその他の収入等一般会計、又はその他の会計の事務にあたる。

第27条 予算編成委員会を構成する。構成員は役員とする。

第28条 予算編成に際しては次の順序による。

- (1) 当該年度の会長の基本方針の説明と討議
- (2) 各委員会の年間計画と予算要求書の提出
- (3) 事務長ならびに会計は、予算要求書の集計と査定により原案を作り予算編成委員会に提出する。
- (4) 予算編成委員会は、原案を審議し総会に提出する。
- (5) 予算編成について、総会に次の説明をする。
 - (イ) 予算編成の基本方針
 - (ロ) 前年度との比較および各項目ごと増減の関係とその理由
 - (ハ) 財源の基礎

第29条 予算執行は総会で議決された予算にもとづき行う。ただし予算が決定するまでは前年度予算に準じて執行する。また予算執行は予算費目の全額の範囲内で行うが、次の例外を認める。

- (1) 款間の流用は役員会の承認を得て行う。
- (2) 項間の流用は会長の決済を得て行う。
- (3) 予備費をもって補充支出する場合は、役員会の承認を得なければならない。

(4) 予算の補正は運営委員会の承認を得るものとする。

第30条 この会の経理事務は、次の帳票をもって構成する。

- (1) 現金出納簿 (2) 費目別会計簿
(3) 収入・支出伺書および領収書綴簿 (4) 会費徴収簿

第31条 収入・支出伺書には会長の決済承認印を必要とする。

第32条 表彰・慶弔に関するものについては、別に定める規程によるものとする。

第33条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 個人情報保護

第34条 この会がPTA活動を推進するために必要とする会員の個人情報の取得・利用・提供および管理については、個人情報取扱規則に定め、適正に運用するものとする。

第8章 改正

第35条 この細則は運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果については全会員に報告するものとする。

第9章 付則

第36条 この細則は、昭和57年3月13日から施行する。

- 平成 3年 3月31日一部改正
- 平成13年 4月21日一部改正
- 平成20年 2月25日一部改正
- 平成20年11月20日一部改正
- 平成21年 4月24日一部改正
- 令和 元年 5月 1日一部改正
- 令和 3年11月17日一部改正

仙台市立桜丘小学校 P T A 個人情報取扱規則

第 1 条 (目的)

仙台市立桜丘小学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑化な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第 2 条 (責務)

本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則にもとづき、本会で取り扱う個人情報の取得・利用・提供および管理を適正に行う。

第 3 条 (個人情報の定義)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。

第 4 条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

第 5 条 (取扱者)

本会における個人情報の取扱者は、役員および委員とする。

第 6 条 (守秘義務)

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 7 条 (個人情報の適正な取得)

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め、公開し、本人に明示する。

第 8 条 (周知)

個人情報の取扱い方法は、総会資料等で会員に周知する。

第9条 (個人情報の利用目的)

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の集金・管理
- (2) 役員・委員の選出
- (3) 会員への文書の送付
- (4) 本会が主催および参加する活動の名簿作成・連絡

第10条 (個人情報の利用制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第9条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

第11条 (管理)

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに返却または廃棄するものとする。

第12条 (保管及び持出等)

個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、パスワードをかけるなど適切に保管する。

第13条 (第三者提供の制限)

個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために緊急を要する場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第14条 (個人情報の共同利用)

本会は、仙台市立桜丘小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

第15条 (第三者提供にかかる記録の作成等)

個人情報を第三者(第13条第1号から第4号および県・市役所・区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名

- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第16条 （第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第13条第1号から第4号および県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第17条 （情報の開示等）

本会は、本人から個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められた時は法令に沿ってこれに応じる。

第18条 （情報漏えい対策）

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第19条 （研修）

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第20条 （苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第21条 （改正）

本規則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果については、全会員に報告するものとする。

第22条 （付則）

本規則は、令和元年5月1日より施行する。

仙台市立桜丘小学校PTA慶弔慰及び表彰規程

- 第1条 本規程は、仙台市立桜丘小学校PTA慶弔慰及び表彰規程と称する。
- 第2条 本規程は、仙台市立桜丘小学校PTA会則（以下「会則」という）第8条の目的達成のために、同2条の構成員ならびに仙台市立桜丘小学校児童（以下「児童」という）にかかる慶弔慰事および表彰に際し、その意を表すことにより福祉活動の充実を図り、併せて組織活動の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本規程適用資格は、会員ならびに児童であることにより発生し、その喪失は教職員の転勤については発令日、児童の転校については転校の届出日とし、教職員の退職・会員の完退および死亡等については発令または、事実発生の日までとする。
- 第4条 本規程の運用に要する経費は、一般会計予算支出とする。
- 第5条 本規程に定めのないもので、特に必要と認められる場合は、運営委員会の議決を経て支出することができる。
- 第6条 本規程により支出し得るものは、次の各項に定められたものにする。
以下次の項を起す。
- 1 慶 祝
必要と認められる場合は、運営委員会の議決を経て支出することができる。
 - 2 弔 慰
状況に応じて、役員会の議決を経て支出する。
 - ① 会員が死亡した時・・・花と弔電と香典五千元
 - ② 本校児童が死亡した時・・・花と弔電と香典五千元
 - 3 表 彰
本会のために特に功労ありと認められる者は運営委員会の議決を経て表彰する。
- 第7条 この規程は運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果については全会員に報告するものとする。
- 第8条 付 則
本規程は、昭和50年5月31日から施行する。
- 平成 3年3月31日一部改正
 - 平成13年4月21日一部改正
 - 平成20年4月24日一部改正
 - 令和 元年7月17日一部改正